

「マナー」から「ルール」へ！

小樽市受動喫煙防止対策に 関する説明会

「健康増進法の一部を改正する法律」の施行に伴い、飲食店を含む施設は原則屋内禁煙が義務づけられます。

受動喫煙の健康影響についてや、受動喫煙防止対策助成金制度について、経過措置の対象となる飲食店、届出書提出方法、違反時の罰則規定などについて説明いたします。



日時

①令和元年10月17日(木) 14:00~15:30

②令和元年10月23日(水) 14:00~15:30

※どちらか1日に御参加ください

場所

小樽経済センター4階Bホール

(小樽市稲穂2丁目22番1号)

定員
60名

内容

講演①「飲食店等における受動喫煙防止対策について」(※)

(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 北海道支部 三原 智 氏

講演②「北海道受動喫煙の防止に関する条例(仮称)について」(※)

北海道保健福祉部健康安全局地域保健課

健康づくりグループ 主査 佐土 和也 氏

無料

申込
不要

(※)上記講師による講演は10月17日のみとなります。

2日目は、法改正の概要や飲食店の経過措置の要件等について保健所職員が御説明します。



説明会に関する問合せは

小樽市保健所 健康増進課 鳥居塚、大口 電話:22-3110